ＪＡ山口県山口統括本部で資格が取れます

資格取得のご案内

「下記の通り、小型車両系建設機械と刈払機取扱作業者の講習をご案内申し上げます。」

１．小型車両系建設機械

機体重量３ｔ未満のドラグショベル等建設機械の運転には「小型車両系建設機械（整地等）運転特別教育」の修了が必要です。（労働安全衛生法５９条）

開催日　　令和　5年10月28日（土）・　10月29日（日）
講習時間　　第１日目学科　開始９：００～終了１７：１０（筆記用具等）
　　第２日目実技　開始９：００～終了１６：１０（作業服等着用）
受講料金(本人負担)　　１６，５００円（テキスト代を含む）
講習場所　　第１日目学科　　ＪＡ山口県山口統括本部3階ホール
　　第２日目実技　（農）二島西　山口市秋穂二島1001番地

２．刈払機取扱作業者

刈払機による災害を防止するために、刈払い業務従事者には、特別教育に準じた「刈払機取扱教育」を推進することとされています。（H12.2.16　基発第66号）

開催日　　令和　5年11月4日（土）
講習時間　　学科　開始９：００～終了１６：１０(筆記用具等)
受講料金(本人負担)　　１１，０００円（テキスト代を含む）
講習場所　　ＪＡ山口県山口統括本部 3階ホール

３．申込方法

受講を希望される方は山口統括本部にお尋ねください。受講申込みはJA山口県HPに備え付けてあり、受講料金は受講時にご持参下さい。申込書には証明写真を貼り付け、本人を確認できる公的書類コピー(自動車運転免許証)を添付頂き事前に申し込み下さい。昼食は各自でご準備ください。

提出期限　小型車両系建設機械　１０月２０日（金）
刈払機取扱作業者　　１０月２７日（金）
※定員　どちらも30名（定員になり次第、締め切りとなります）

■連絡事項■※写真は、修了証作成に使用します。講習会開催１５分前に集合下さい。

ＪＡ山口県山口統括本部・山口青壮年部

〒753-8537 山口市維新公園3丁目11番1号

TEL 083-922-5647〈藤井〉　FAX 083-923-6611